令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6										<u>序</u>	5省.	庁 名	環境省	Î			
対象税目		個.	人住民税	法人住民	民税	事業税	不動產	を取得税	固定	資産税	事業	所税	その他	! ()		
要望 項目名		公	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長															
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する公害防止施設(汚水又は廃 液処理施設)に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。																
		・特例措置の内容 対象施設に係る課税標準となるべき価格に特例率(1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以 町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。				下の	範囲内(こおい	て市									
関係	条文			附則第 15 行規則附				地方税》	去施行令	ì附 則第	至11 弇	条第 5∶	項、					
;=t	- In	, -			(A 20°	1)	[To the	 1	()	201\								
	収 込額	_	初年度] 改正増減		(▲38	1)	[平年)	支」 -	- (1	. 381)					(単·	位:百万	5円)	
要望	理由	1	策先進国 伴い、今 これまで 設置に対	目対と後以するいでは、	外国 を講 度な 措置	からも高 じるべる 公害防」 を講じる	高い評価 き分野は 上対策を ることで	話を得て は数多い き講じる ぎ、事業	いると 。また 必要性 者の経	ころで 、環境 に迫ら 済的負	あるか に対す れてい 担を軋	が、新 する国 いる。 怪減し	たな環 民の意 このた 、公害	境負荷 識の高 め、事 防止設	物ま業備の	の科学的 により、 の公害の 投資促む	内解明 事業 防止施 進を図	等に 者は 設の るこ
		(2)施策の必要性 水質分野においてはこれまで、水質総量削減や排水規制(暫定排水基準の見直し)、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等、事業者の公害防止設備投資に係る負担が上昇しており、また、必要に応じこれら規制の見直し等も進められている。 このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制 上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。						る負 る負 税制										
本要対応																		
利日小	以木																	

企理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	・環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)において、環境の保全の目的の下、政府は財政上の措置等を講じなければならないとされている(第11条)。 ・第5次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)において、政府は、環境基本計画に掲げられた各種施策を実施するため、施策の有効性を検証しつつ、必要な制度の整備、財政上の措置その他の措置を講じるとされている(第3部1.(1))。 ・水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)において、水質の汚濁防止に資するため、国は処理施設の設置等につき援助に努めることとされている(第25条)。 (政策体系における位置づけ) 3.大気・水・土壌環境等の保全 3-3. 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)
	政策の 達成目標	環境基本法に基づく環境基準の維持・改善により、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。
	同上の期間中 の達成目標	第 8 次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準への移行に向けた暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
	政策目標の 達成状況	環境基本法に基づく環境基準の達成率について、生活環境項目の BOD、COD については、昭和50年頃の環境基準達成率 55%程度と比較して、平成29年度の環境基準達成率は全体で89.0%(前回要望時(平成27年度。以下同じ): 91.1%)と高い水準を維持しており、引き続き、この状況を維持・改善していくことが求められている。なお、閉鎖性水域の環境基準達成率については、全体水準よりも依然として低い状況となっているものの、河川については94.0%、海域(全体)については78.6%と高い水準を維持している。(前回要求時:河川95.8%、海域81.1%)
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 2 年度(見込): 適用件数 3, 273 件、取得価格 25, 778 百万円、減収額 147 百万円 令和 3 年度(見込): 適用件数 3, 273 件、取得価格 25, 778 百万円、減収額 147 百万円 (経済産業省推計)
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	水質分野の環境基準については、昭和50年頃の生活環境項目のBOD、CODに関する全体の環境 基準達成率は55%程度であったところ、平成29年度の環境基準達成率は89%と大きく改善し ており、水質環境の改善が図られてきたところである。 他方で、新たな環境基準に関する検討等がなされており、現状の達成率を引き続き維持してい くためには、本制度の延長が必要。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	事業所税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 概要:中小企業事業者が水質汚濁防止等に係る設備の導入・更新等を行う場合に、特別利率に よる融資を受けることができる。 (限度額:中小企業事業 7 億 2 千万円以内、国民生活事業 7200 万円以内、期間: 20 年以内)
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	【財政投融資】株式会社日本政策金融公庫「環境・エネルギー対策資金」 当該融資制度は、中小企業が公害防止設備の導入や PCB 廃棄物の処理等を実施するために必要 な資金を円滑に調達できるようにするための制度となっている。 一方の本税制は、上記融資制度の対象となっていない中堅企業等を含めた幅広い範囲の企業が 公害防止設備の導入した際のランニングコストの低減に寄与するものである。

要望の 妥当性		環境対策設備の導入は事業者が取り組むべき課題の一つであるものの、環境規制は年々厳しくなっており、その都度、事業者には設備導入等の負荷がかかる側面がある。 加えて環境対策設備の導入は幅広い業種に求められており、かつ、非収益設備であることから、						
		環境規制の円滑な施行の観点から、税制優遇による措置が必要である。						
	ページ	6—2						

税負担軽減措置等の 適用実績	【過去5年間の実績】 平成27年度:適用件数6,308件、取得価格47,724百万円、減収額363百万円平成28年度:適用件数4,087件、取得価額18,556百万円、減収額141百万円平成29年度:適用件数3,728件、取得価額19,260百万円、減収額147百万円平成30年度:適用件数3,594件、取得価額23,585百万円、減収額180百万円平成31年度:適用件数3,623件、取得価額28,653百万円、減収額164百万円で成31年度:適用件数3,623件、取得価額28,653百万円、減収額164百万円(令和元年度)						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	置等						
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	水質分野の環境基準について、生活環境項目のBOD、COD については昭和50年頃の全体の環境 基準達成率は55%程度であったところ、平成29年度には89%にまで改善しており、前回要望 時(平成27年度:91.1%)の高い水準も維持しているなど、水質環境の改善が着実に行われて きているところである。 直近5年間の適用件数は年平均約4,900件程度の実績で推移しており、今後も幅広い業界にお いて一定の設備の導入が見込まれている。						
前回要望時の 達成目標	第8次水質総量規制への各業界の適応、暫定排水基準適用業種の一律排水基準適用への暫時見直し、水質分野における環境負荷物質低減対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、工業分野の暫定排水基準適用業種は、2019 年 4 月時点で 9 業種であるが、同年 7 月より暫定排水基準の適用業種を 8 業種に減少させ、4 業種については暫定排水基準を強化されている。(平成 13 年度には適用業種は 56 業種存在していた。)また、畜産分野の暫定排水基準適用業種である畜産農業についても、同年 7 月より暫定排水基準が強化されている。 ・過去 2 年間の適用期間中の適用件数は年平均で約 3,450 件となっており、幅広い業界において公害防止設備の導入が進められている。 ・水質分野の環境基準について、生活環境項目の BOD、COD については、平成 29 年度の環境基準達成率は 89.0%と、前回要望時(91.1%)の高い水準を維持している。						
これまでの要望経緯	昭和35年度 創設 昭和51年度 地方税法本則から同法附則に移行し、適用期限付きとなり、2年ごとの適用期限 の延長を行うようになる 平成8年度 非課税から移行(非課税→1/6) 平成22年度 軽減税率引下げ(1/6→1/3) 平成26年度 軽減税率1/3を廃止し、地域決定型地方税特例措置を導入(特例率:1/3を参酌 して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合) 平成30年度 軽減税率の引下げ(特例率を「1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内におい て市町村の条例で定める割合」に変更)						
ページ	6—3						